

改定前	改定後
<p style="text-align: center;"><u>三井住友銀行の Global e-Trade サービス利用規定</u> <u>(2025年3月改定)</u></p> <p>第7条 仕向送金サービス</p> <p>(1) 仕向送金依頼受付サービス</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>三井住友銀行の Global e-Trade サービス利用規定</u> <u>(2026年3月改定)</u></p> <p>第7条 仕向送金サービス</p> <p>(1) 仕向送金依頼受付サービス</p> <p>⑭ 外国送金依頼の取消依頼等に伴う為替差損額および手数料等の負担  契約者が、すでに当行に依頼済みの、送金通貨と引落指定口座の通貨が異なる外国送金について、依頼方法の如何を問わず取消を希望された場合、または契約者の口座残高不足等により送金資金の引落しが不能となった場合、その他当行の責によらない事由により当該外国送金を実行できない場合、当行は当該外国送金を実行いたしません。この場合、当行が契約者の外国送金依頼に基づき外国為替市場にて購入した外貨については、当行の判断により市場で売却するものとし、その売却に伴い発生する為替差損は、すべて契約者の負担とし、所定の引落口座より引き落とすこととします。また、相場区分に関わらず、当該取消または引落不能に関連する所定の手数料、ならびにその他当行に生じた損害についても、契約者は当行に対して支払うものとし、所定の引落口座より引き落とすこととします。</p>